

横浜市記者発表資料

令和7年10月24日
健康福祉局医療援助課

重度障害者医療費助成制度における自動償還による支給誤りについて

1 概要

重度障害者医療費助成制度は、重度の障害のある方の保険診療の自己負担分を助成する制度です。医療機関等を受診する際に保険証と重度障害者医療証と一緒に提示することで、窓口負担なく受診することができますが、県外医療機関では医療証が使えないことから、窓口でいったん自己負担額を支払う必要があります。

この場合、後日、区役所に申請することで払い戻しが受けられますが、後期高齢者医療制度の加入者については、申請することなく指定口座に払い戻す仕組み（以下、「自動償還」）があります。今回、その対象者の中で、自己負担額が過大に市から振り込まれていたことが判明し、確認をしたところ同様の支給誤りが複数件あることが判明しました。

発生原因の解消に向けた対応を早急に行うとともに、既に誤って支給した金額については、対象者の方へお詫びのうえ、返還を依頼します。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 経緯

日時	内容
令和7年9月3日	・区の担当者から、医療援助課へ自動償還の金額が過大ではないかと連絡を受ける ・同様の事案がないか確認するとともに、原因の調査を開始 ・事案判明以降、事象解消まで同様の事象について振込内容を個別に変更して支給する方式に変更
令和7年9月5日	・システムの仕様の誤りにより、「償還金額が過大に支給された理由として、自動償還における療養費（※）の取扱いが誤っていたこと」更に「誤って自動償還の対象となった者に対し、本来助成対象とすべき自己負担額の10倍の支給が自動償還により行われていたこと」が判明
令和7年9月12日	・同様の支給誤りの対象が他11名いることが判明
令和7年9月16日 以降	・対象者の方及びご親族等関係者の方に連絡を開始。謝罪とともに、誤って支給した金額について、返還を依頼

※…療養費とは、通常、医療機関で保険証を提示すれば医療費の1~3割を支払いますが、一旦医療費の10割全額を医療機関に支払い、後から保険者に申請して保険負担分の払い戻しを受ける制度です

《具体例》

- ・やむを得ず保険証を提示できなかった時
- ・医師の指示により、コルセット等の治療用装具を製作・購入したとき
- ・医師の同意を受けて、柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を受けて、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき 等

3 原因

自動償還におけるシステムの仕様について、次の2点に誤りがありました。

（1）自動償還とする対象者の誤り

自動償還の制度では、療養費について、コルセット等の治療用装具を作成した場合及び県外医療機関で保険証の提示ができず10割全額支払った場合については、対象外としていますが、保険証の提示ができなかった場合について誤って自動償還の対象としていました。

(2) 支給金額の計算方法の誤り

通常の自動償還では、診療報酬明細書（レセプト）に記載されている保険点数（1点=10円）を基に支給金額を計算しています。ただ、療養費については、保険点数ではなく、総医療費（10割全額）から支給額の計算を行いますが、保険証の提示ができず10割全額支払った場合について、総医療費を保険点数と同様にさらに10倍して支給額を計算していました。

○償還額の計算方法

【通常の場合】 保険点数 1,000点

総医療費 = 1,000点 × 10円 = 10,000円

自己負担額 10,000円 × 負担割合（1割～3割）= 1,000円～3,000円

【療養費の場合】 保険点数は使用しないため、総医療費から算出。

総医療費 = 10,000円

自己負担額 10,000円 × 負担割合（1割～3割）= 1,000円～3,000円

4 影響

【対象期間】令和2年11月～令和7年9月支払分

※令和2年10月以前については、支給額算出のための基礎データが保存されていないため、確認できませんでした。

※今回の事案判明以降、現在は同様の事案に対してはあらかじめ内容を確認し、個別に支給を停止する対応をとっているため、新たな支給誤りは発生していません。

【対象件数】12名

【総額】2,909,692円（最少額2,250円、最高額1,928,972円）

5 今後の対応

- 対象者の方及びご親族等関係者の皆様には、順次、謝罪するとともに、誤って支給した金額について返還を依頼しているところです。連絡がついた方に関しては、返還にご同意いただいています。
- 現在、個別に支給停止にする対応をしているところですが、速やかに自動償還のシステム改修を行い、不具合を解消します。

6 再発防止策

- 研修等の機会を活用することで、職員一人ひとりが保険業務や関係する業務への理解を深めることで、制度を所管する職場全体のスキルアップを図ります。
- 特にシステム化における仕様書の確認やシステムテストの中で、全てのケースにおいて正確な処理となっているか確認を徹底します。
- システムを使用している支給業務については、定期的に誤りがないか確認を行うこととします。

健康福祉局生活福祉部長 榎本 良平 コメント

この度は、市民の方にご迷惑をおかけしましたことに対して深くお詫び申し上げます。

今回の事態を深く反省し、今後はこのようなことがないよう再発防止に取り組み、適切な事務の執行についてまいります。

【参考】

●後期高齢者医療制度

75歳以上の方が加入する医療保険で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた医療保険（国民健康保険や会社などの健康保険）から、後期高齢者医療制度に移る。また、65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が、申請により、後期高齢者医療制度に加入することが認められる場合がある。

お問合せ先

健康福祉局医療援助課長 菊池 潤 Tel 045-671-3694